

2023年2月

お客様各位

京都信用金庫

「預金規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策強化のため、お客様よりお届けのあった事項を最新にするべく、2023年3月より「預金規定」を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の「預金規定」は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 改定する「預金規定」

規定名
預金共通規定
当座勘定規定 ・ 当座勘定規定（個人当座用） ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
財産形成定期預金規定 ・ 財形年金預金規定 ・ 財形住宅預金規定
外貨普通預金規定 ・ 外貨定期預金規定
ニュー外貨定期預金規定 ・ 自動継続ニュー外貨定期預金規定

2. 改定日

2023年3月10日（金）

3. 改定内容

① 外国人の在留資格、在留期間の確認

外国籍の預金者については、在留期間・在留資格について継続的に確認させていただきます。またその際にお申出内容が確認出来る資料のご提示を求めます。

② 取引の制限・解約

預金者が当金庫に届出を行った在留期間が経過し、かつ有効な更新手続または更新許可手続を申請したことが確認できない場合、確認できるまでの間、お取引を制限させていただく場合、または解約をおこなう場合があります。

③ 免責損害賠償規定の追加

上記②の適用により、預金者に損害が生じた場合に当金庫は免責され、また、当金庫に損害が生じた場合には、預金者は、当金庫に対して賠償責任を負うものとします。

《預金共通規定 抜粋》

第10条の2（在留期間等の変更手続き）

1. 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。

2. 預金者が当金庫に届出のあった在留期間が経過し、なおかつ当該預金者が有効な在留期間更新許可申請手続または在留資格変更許可申請手続を申請したことを証明しない場合、当金庫の判断により、入金、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の一部または全部を制限すること、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。当金庫が、解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、当該預金者は、その損害額を支払うものとします。

以上